


いじめ防止対策関係府省連絡会議で示された早期に対応すべき検討項目

- 本連絡会議の第1回（令和4年11月24日）において、いじめ対策のより一層の強化に向けた「今後検討すべき課題」の全体像を確認し、再徹底すべき事項については最初に対応したところ。
- 次いで、重大事態関連の事項については、年明けをメドに検討に着手し、いじめ防止対策協議会の有識者の知見も得ながら、年度内メドに結論を得たものから順次実施することとしている。

 以下の項目について、対応の基本的方向性を確認した上で、いじめ防止対策協議会の意見も踏まえ、令和5年度の重大事態に関する運用改善に必要な事項を文部科学省とこども家庭庁設立準備室が共同で、年度内をメドに結論を得たものから周知することとしてはどうか。

早期に対応すべき検討項目のうち、重大事態関連事項

5. 重大事態の認知から調査開始までの迅速な処理に向けた検討
6. 専門家による重大事態調査等に関する助言方法
7. 重大事態に関する国への報告による状況把握の仕組み
8. 重大事態調査における課題抽出に向けた報告書の分析方法の検討

重大事態への対処の在り方等に関する新たな方向性案

新たな対応の目的

重大事態への対応改善の仕組みを強化し、重大事態の分析を全国的な対策へつなげる好循環を構築。

現状と課題

これまで、文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の指針」、等を作成。重大事態が発生した場合には、設置者等へ指導・助言。



R3重大事態認定：705件（増加傾向）

- 重大事態の適切な処理において、助言に必要な情報が国に集約されていなかった。
- 重大事態調査を実施するための、弁護士や心理・福祉の専門家等の確保が困難な場合に、調査の開始が遅れ、被害児童生徒やその家族に不信感を抱かせるケースが起きている。
- 各事案ごとに重大事態調査が行われ、再発防止策も立てられるが、政策レベルでの活用には至っていない。

国への情報集約

論点7：重大事態に係る状況把握の仕組み

- 重大事態認定時に国へ一報
- 重大事態調査着手時に国へ報告 ※再調査も同様
- 重大事態調査終了後、報告書を国へ共有 ※再調査も同様

新たな具体策の方向性

論点5：重大事態の迅速な処理方策

重大事態への第三者性を確保した迅速対処の促進

- I. 進行中の全国の事案の対処状況をモニタリング
⇒必要に応じて首長や教育長との対話の機会も設けながら、重大事態の認定・調査着手の状況や課題を把握。
- II. 関係機関連携や第三者性確保に係る助言強化
⇒文部科学省の体制を強化し、助言を充実、職能団体等とネットワークの下でいじめ調査アドバイザー（こども家庭庁）の第三者性確保に係る助言を実施。

論点6：専門家による重大事態調査等に関する助言方法

全国約700件の事案分析を政策立案へ活用

- III. いじめ重大化を防ぐ政策検討のEBPMの強化
⇒統計・データ分析の専門性を有するいじめ調査アドバイザーも活用し、こども家庭庁と文科省が共同でいじめの重大化を防ぐために必要な分析を実施。現場で重大化を未然に防止することに資する事例の充実や、より効果的な重大事態調査の実施につながる運用改善策をEBPMの視点で分析。

論点8：調査報告書の分析方法の検討

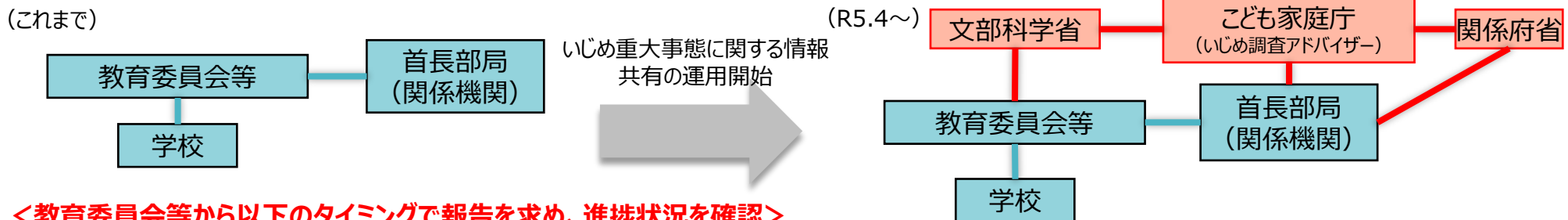
令和5年度からの文部科学省とこども家庭庁等が連携したいじめ重大事態の新たな対応について

課題

- ✓いじめには、背景として家庭環境に課題があるケースなど、学校のみでは根本的な解決が困難なものがある。
- ✓また、いじめ重大事態調査の実施に当たっては、調査委員の第三者性確保の課題等により、調査の着手が遅れるなどの問題が指摘されている。

対応

- ✓令和5年4月より、文部科学省が新たに学校の設置者からいじめ重大事態に関する情報を段階的に収集し、こども家庭庁と共有することで、
 - ① 関係府省・関係機関と連携し対応に係る支援を行う。
 - ② いじめ重大事態調査の適切な運用を目指す。



<教育委員会等から以下のタイミングで報告を求め、進捗状況を確認>

1. いじめ重大事態の発生時

いじめ事案の概要、関係児童生徒の情報、学校や学校の設置者の対応状況などの報告を求める。

➔重大事態の発生時から、文部科学省から学校の設置者に必要な助言・支援を行うとともに、こども家庭庁（いじめ調査アドバイザー）から必要に応じて調査の第三者性の確保に関する助言を行うことにより、関係機関と連携し、実効的に重大事態対応の改善を図る。

2. いじめ重大事態調査の開始時

重大事態調査の開始日や調査委員の確保状況などの報告を求める。

➔文部科学省が重大事態調査の進捗確認を行い、こども家庭庁とも情報を共有することで、重大事態調査の適切な運用を図る。

3. いじめ重大事態調査の結果とりまとめ時

重大事態調査の報告書の提出を求める。

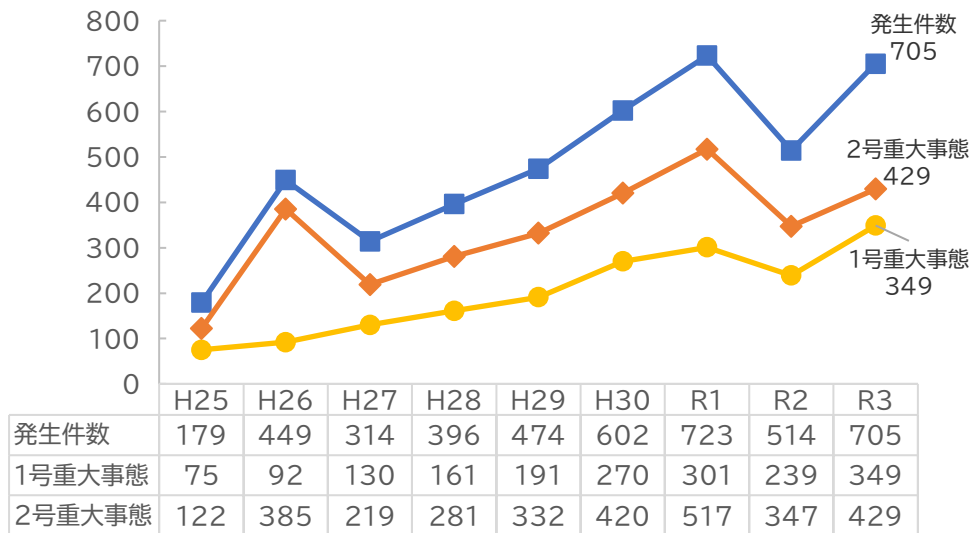
➔文部科学省とこども家庭庁が連携して報告書を分析し、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。

(参考)いじめの重大事態について

出典:令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

- 重大事態の発生件数は、705件(前年度514件)。
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは349件(前年度239件)、同項第2号に規定するものは429件(前年度347件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	285	255	102	3	645
重大事態発生件数(件)	314	276	112	3	705
うち、第1号	158	122	68	1	349
うち、第2号	191	175	61	2	429

- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

- ※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
である。

いじめ及び不登校対策に関し、文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び同法に基づき定める基本方針や義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）及び同法に基づき定める基本指針等に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して、必要な指導・助言や調査等を行う。

こども家庭庁は、文部科学省が指針等を変更する際に事前協議を受けることとするほか、地方自治体における相談体制の充実や居場所づくりの推進、地方自治体や民間団体等における学習支援の充実、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の枠組みの活用による地域の居場所等と連携したアウトリーチ型支援など、関係機関等が連携した支援の充実を進める。また、法務省の人権擁護機関の活動との連携を推進する。

いじめに関し、こども家庭庁は、学校外でのいじめを含めたこどものいじめの防止を担い、関係機関や関係者からの情報収集を通じた事案の把握、いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を推進する。また、重大ないじめ事案への対応について、必要な情報を文部科学省と共有するとともに、地方自治体での共有を促進し、学校の設置者等が行う調査における第三者性の確保や運用等についての改善などの必要な対策を文部科学省とともに講ずる。

さらに、文部科学省が個別の事案に関して行う指導・助言や調査等に関し、所掌事務の遂行のため特に必要がある場合には、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、3（3）に従い、文部科学大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、勧告を行い、さらに当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めるなどの関与を行う。